

令和 6 年度
4 t 塵芥収集車購入業務 仕様書

第 1. 総 則

- 1 この仕様書は、国頭地区行政事務組合が塵芥の収集に使用する塵芥車の購入について必要事項を定めることを目的とする。
- 2 本車両は、すべて新規の製品とし、整備品及び付属品についてもすべて新規の製品とする。
- 3 本車両は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（昭和 62 年 2 月 13 日付基発第 60 号、各都道府県労働基準局あて労働基準局長通知文）に適合する車両であること。
- 4 納入する車両については、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- 5 納入に際しては、発注者の検査を受けるものとする。
- 6 製造会社による不都合箇所が発生した場合は、無償で取替又は修繕するものとする。

第 2. 概 要

- 1 件 名 4 t 塵芥収集車購入業務
- 2 数 量 2 台（新車）
- 3 契 約 日 議会議決の翌日
- 4 納 期 契約日から令和 8 年 1 月 3 0 日
- 5 納入場所 国頭地区行政事務組合 衛生課（国頭村字宇嘉 1 1 7 9 - 4 1 6）
- 6 そ の 他 車両の登録に係る費用及び検査に係る費用（自賠償保険・重量税・自動車リサイクル料金・登録費用・検査費用・納車費用）は、車両価格に含むこと。

第 3. 車両仕様

- 1 緒 元
 - (1) 車 種 4 t 車
 - (2) 年 式 2 0 2 4 年式
 - (3) 動 力 ディーゼルエンジン
 - (4) エンジン馬力 最高出力 2 1 0 馬力以上
 - (5) 車 体 形 状 塵芥車（プレス式・押し出し排出式）
 - (6) ミ ッ シ ョ ン MT（坂道発進補助装置を取り付けること）
 - (7) 乗 車 定 員 3 人
 - (8) 環 境 性 能 国土交通省が定める平成 2 2 年排出ガス規制に適合し、かつ自動車 NO x ・ PM 法に適合していること。
 - (9) 燃 費 基 準 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく平成 2 7 年度燃費基準を達成していること。
 - (10) 荷 箱 容 積 8 . 2 m³以上

2 付属装備品及び特別仕様

- (1) パワーステアリング
- (2) パワーウィンドウ（運転席及び助手席）
- (3) エアコン
- (4) ラジオ（AM・FM）
- (5) サイドミラーは電動格納式（助手席側）
- (6) ビニールシートカバー（座席シート）
- (7) フロアマット
- (8) サイドバイザー
- (9) オルゴール、スピーカー付アンプ
- (10) ベッド無し
- (11) バックカメラ及びモニター（取付含む）
- (12) ドライブレコーダ（前・後）
（衝撃を感知して上書きを禁止する機能があり、映像感度は1080p以上のもの）
- (13) 連続回転、単独回転切換スイッチ取付
- (14) 緊急停止スイッチ（投入口左右に押しボタン、ガイドテーブル下に膝スイッチ）
- (15) 運転手と作業員間の連絡用ブザー（後部左右）
- (16) スコップの格納用金具
- (17) ほうき掛けホルダー
- (18) ステンレス製汚水タンク
- (19) 鍵付き給油キャップ
- (20) 輪止め2個及び格納用金具 ※折りたたみ式は不可
- (21) 車載用消火器1本
- (22) はしご片方取付
- (23) 荷箱床ステンレス材使用（厚さ3.0mm）
- (24) 荷箱下部コーナー部ステンレス材使用（厚さ3.0mm）
- (25) 油圧パイプステンレス材使用
- (26) 油圧配管ステー・クランプステンレス材使用
- (27) 防臭扉は、ステンレス材使用
- (28) ステンレス材は、一部塗装使用とする。

3 防錆処理

自社防錆処理とする（車両全体）

4 ボディーカラー・看板・記入文字・組合車両管理ナンバー

- (1) ボディーカラーは別途協議とする。
- (2) 看板・記入文字は別紙参照。
- (3) 管理ナンバーは別途協議とする。

第4. 完成検査

- 1 完成検査は、架装、付属品等がすべて用意された時点に実施するものとする。
- 2 検査には、受注者側の担当者が立会わなければならない。
- 3 検査項目は下記のとおりとする。

(1) 付属装備品及び特別仕様等の検査

- 4 検査データについては、発注者の認める範囲において社内データをもって代えることがある。
- 5 検査の結果、不合格と発注者の認めた個所については、直ちに修復のうえ検査に合格するまで、再検査を受けること。

第5. 保証

保証期間はメーカーの保証する期間とし、定められていない場合は1年間とすること。

第6. その他

- 1 仕様書で指定した装備品以外でも、使用に必要な付属品等は全て付けて納品すること。
- 2 納入する車両の登録に係る一切の手続きを行うものとする。
- 3 自動車任意保険は、発注者において自動車損害共済（全国自治協会）へ加入する。
- 4 製作時車両写真（ステンレス材使用箇所：汚水タンク・荷箱床・下部コーナー部の塗装前後）を提出すること。
- 5 納品時完成車両の写真（正面、後部、両側面）を提出すること。
- 6 車両に使用する全ての部品は新品であること。
- 7 本仕様書に記載のない事項及び変更が生じた場合は、双方で協議し決定すること。

ボディカラー及び記入文字等 参考資料



ボディカラー及び記入文字等 参考資料

